

第2部 各論

第1章 人を中心にした環境にやさしい
道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底

第3章 安全運転の確保

第4章 道路交通秩序の維持

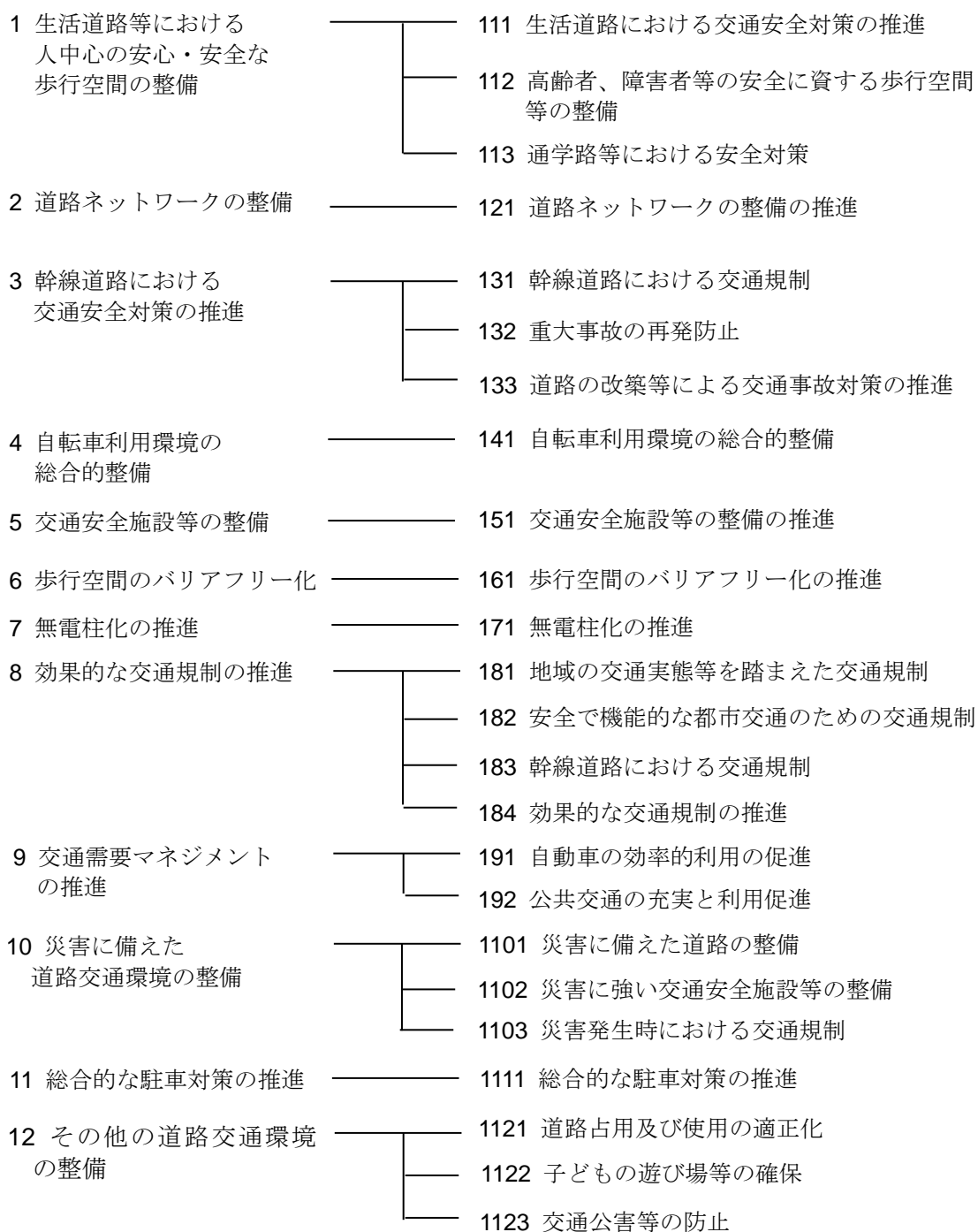
第5章 救助・救急活動の充実

第6章 交通事故被害者支援の推進

第7章 鉄道と踏切道の安全確保

第1章 人を中心とした環境にやさしい 道路交通環境の整備

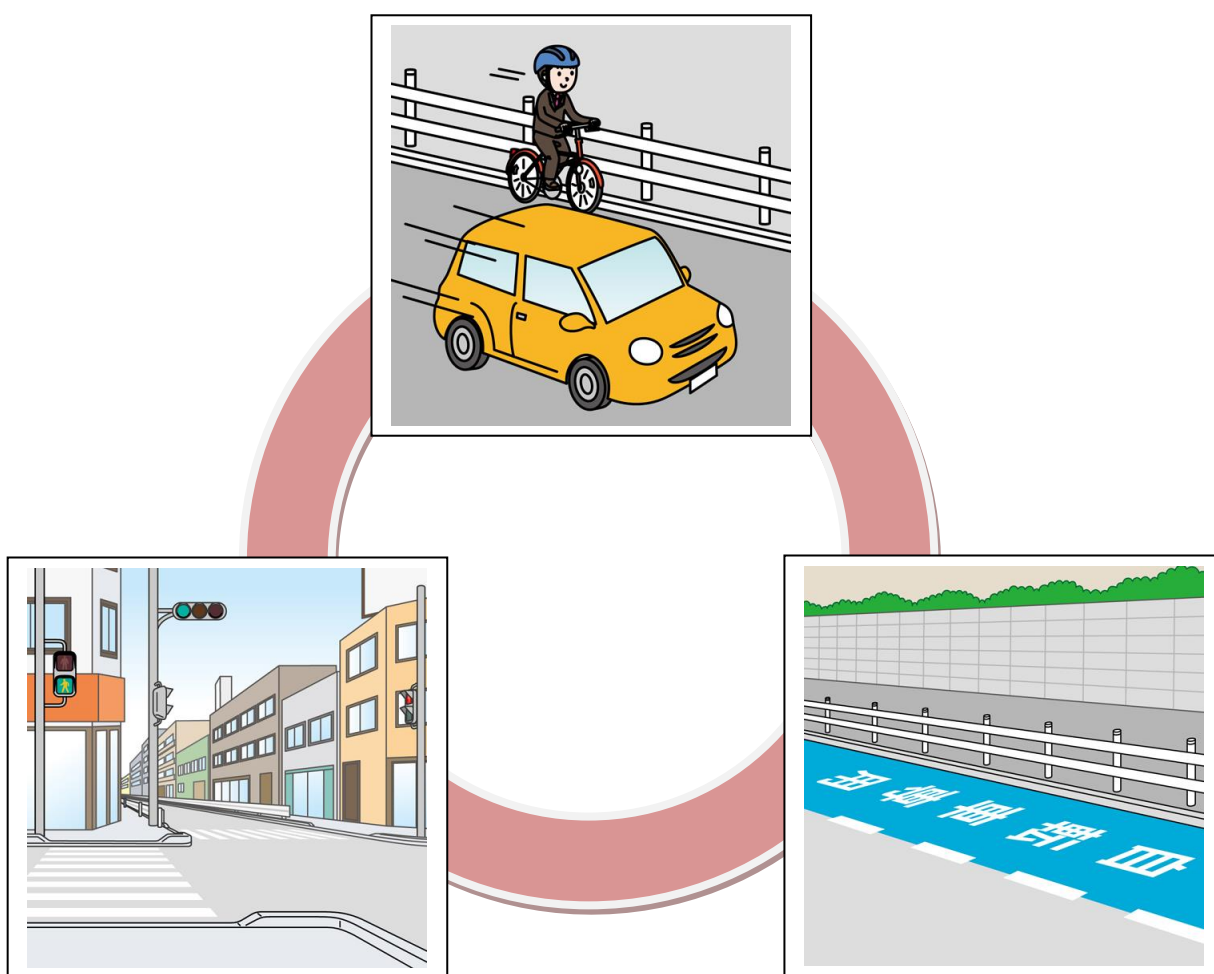
【施策の体系】



解説

安心・安全な社会の実現には、交通の円滑化を図り、市民の安全を確保するとともに、ゼロカーボンシティ宣言の趣旨を踏まえ、各々の施策を進める必要があります。

それには、それぞれの道路と地域の実態を把握し、既存の交通規制をより合理的に見直すとともに、徒歩や自転車等の環境負荷が少ない移動を推進する道路環境の整備や、公共交通の充実と利用促進を進め、「ひとを中心」に、歩行者、自転車、自動車とともに安心して安全に通行できる交通安全対策を推進します。



1 生活道路等における人中心の安心・安全な歩行空間の整備

- 1 生活道路等における人中心の安心・安全な歩行空間の整備
 - 111 生活道路における交通安全対策の推進
 - 112 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
 - 113 通学路等における安全対策

111 生活道路における交通安全対策の推進

交通事故の多い生活道路については、道路管理者及び公安委員会が連携して、歩行者等の安全を確保するため、交通量の多い箇所にも子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間等の整備を推進します。

なお、ゾーン30の整備については、公安委員会が市・道路管理者と協力しながら進めます。

112 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

国立障害者リハビリテーションセンター等関係機関が存在する所沢市においては、高齢者、障害者等を中心とする交通弱者の日常生活圏において、安心して安全に活動できる社会を実現するため、バリアフリー対応型信号機や信号灯器のLED化、道路標識等の高輝度化等を推進します。

また、「バリアフリー法」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、駅や公共施設等重点整備地区の整備、歩行空間の確保、段差のない構造や視覚障害者誘導用ブロックの敷設等、高齢者や障害者等にやさしい整備を推進します。

113 通学路等における安全対策

通学路を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、市内小中学校や保護者等からの通学路や学校周辺の安全対策要望箇所について、道路管理者、公安委員会及び教育委員会等が連携を図り、グリーンベルト等の路面標示の設置や修繕を実施します。

また、保護者や学校関係者等により定期的に通学路安全総点検を実施し、利用者の視点からの交通安全対策を実施するとともに、通学路等の安全確認のためのパトロールの強化を図ります。

2 道路ネットワークの整備

2 道路ネットワークの整備 ————— 121 道路ネットワークの整備の推進

121 道路ネットワークの整備の推進

市民に最も身近な生活道路の安全性や利便性を向上するため、体系的な道路網の整備により生活道路と幹線道路の適切な機能の分担を図るとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進します。

(1) 幹線道路の建設

市街地内の通過交通の排除と交通の効果的な分散により、交通事故の防止や交通渋滞の解消を図るため、主要幹線道路の建設を推進するとともに、環状道路等、整備効果の高い市内幹線道路の建設を積極的に進めます。

(2) 生活道路の整備

安全で快適な交通を確保するため、市民生活に密接した生活道路のあり方を検討し、道幅が4.2メートルに満たない道路（狭隘道路）の拡幅や交差点の改良等を進めます。

(3) 歩行者・自転車環境の整備

歩行者、自転車利用者、高齢者及び障害者にやさしい道路の整備を進めます。



幹線道路の建設 都市計画道路 北野下富線

3 幹線道路における交通安全対策の推進

- 3 幹線道路における交通安全対策の推進
 - 131 幹線道路における交通規制
 - 132 重大事故の再生防止
 - 133 道路の改築等による交通事故対策の推進

131 幹線道路における交通規制

交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案し、速度規制等の交通規制について見直しを行い、その適正化を図ります。

132 重大事故の再発防止

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図ります。

133 道路の改築等による交通事故対策の推進

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路改築事業を推進します。

4 自転車利用環境の総合的整備

4 自転車利用環境の総合的整備——— 141 自転車利用環境の総合的整備

141 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車利用環境の整備

自転車は幅広い年齢層で利用されており、通勤、通学、健康増進など利用目的も様々です。また、市内での自転車事故も多発していることから、自転車利用者が安全で快適に通行できるための環境づくりに努めます。

(2) 駅周辺等の自転車駐車場の整備

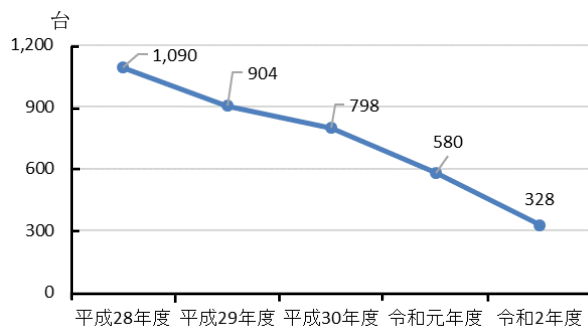
自転車の駐車需要に適正に対応するため、自転車駐車場の整備を推進します。

また、鉄道事業者に対して、自転車駐車場用地の提供等を積極的に要請するとともに、民間の自転車駐車場事業者とも連携して整備を推進します。

(3) 放置自転車等の解消

駅周辺等における自転車・原動機付自転車等の放置問題を解決するため、関係機関・団体等による総合的な自転車等駐車対策推進体制の充実を図ります。

また、「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」に基づき、放置自転車の整理・撤去を推進するとともに、自転車利用者に対して、その社会的な責任の自覚を求め、道路交通法その他の法令の遵守、正しい駐車方法等に関する啓発及び広報活動を推進します。



駅周辺(放置禁止区域内)自転車撤去台数

5 交通安全施設等の整備

5 交通安全施設等の整備 ————— 151 交通安全施設等の整備の推進

151 交通安全施設等の整備の推進

(1) 交通安全施設等整備事業の推進

交通の安全を確保する必要性が高い道路については、道路管理者および公安委員会と連携し、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故防止と交通の円滑化を図ります。

(2) 交差点の整備

市内の交通事故が、交差点及び交差点付近で多く発生していることから、交差点の整備を積極的に実施します。

(3) 信号機の整備

道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故多発交差点、交通危険箇所等に信号機を設置するほか、既設の信号機については、信号機のLED化及び歩車分離式信号機の導入を推進します。

(4) 道路標識等の整備

安全で快適な道路交通環境を確保するため、道路管理者や公安委員会の各々が管理している道路標識等の保守点検の徹底と整理統合により、「見やすく、分かりやすい」道路標識等の整備を実施します。

6 歩行空間のバリアフリー化

6 歩行空間のバリアフリー化 ————— 161 歩行空間のバリアフリー化の推進

161 歩行空間のバリアフリー化の推進

高齢者や障害者を含め全ての人が安全に安心して参加・活動できる社会を実現するため、音響式信号機や歩車分離式信号機等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーンの整備を推進し、合わせて信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進します。

また、「バリアフリー法」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、駅や公共施設等重点整備地区の整備、歩道の段差改善等、バリアフリーに配慮した道路整備や適正な維持管理等を推進します。

7 無電柱化の推進

7 無電柱化の推進 ——— 171 無電柱化の推進

171 無電柱化の推進

安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観の形成、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等の観点から無電柱化を推進します。

完成

①市道4-245号線 「ハナミズキ通り」	歩行者に安全なまちづくりを目的とした電線類地中化による歩道整備を行い、平成29年度に完成をしました。
-------------------------	--

進行中

②主要地方道 「川越所沢線」	令和6年度の完成を目指して電線類地中化を行っています。完成に併せ、歩道のバリアフリー化も行う予定です。
③都市計画道路 「所沢駅ふれあい通り線」	所沢駅西口土地区画整理事業の施行に合わせて電線類地中化を行い、令和7年度の完成を目指しています。
④市道1-902号線	所沢駅西口土地区画整理事業の施行に合わせて電線類地中化を行い、令和7年度の完成を目指しています。
⑤県道「久米所沢線」	所沢駅西口土地区画整理事業の施行に合わせて電線類地中化を行い、令和7年度の完成を目指しています。
⑥ファルマン通り交差点周辺	所沢東町地区第一種市街地再開発事業及びファルマン通り交差点改良事業による道路整備に合わせて電線類地中化を行い、令和8年度の完成を目指しています。



ハナミズキ通り

8 効果的な交通規制の推進

8 効果的な交通規制の推進

181 地域の交通実態等を踏まえた交通規制

182 安全で機能的な都市交通のための交通規制

183 幹線道路における交通規制

184 効果的な交通規制の推進

181 地域の交通実態等を踏まえた交通規制

地域交通に利用される道路については、一方通行、指定方向外進行禁止等により通過交通の流入を押さえるとともに、原則として最高速度 30 キロメートル毎時とする等の速度抑制対策を行い、良好な生活環境を維持するための交通規制を実施します。

182 安全で機能的な都市交通のための交通規制

安全で機能的な都市交通を確保するため、計画的に都市部における交通規制を推進し、交通流・量の適切な配分・誘導を図ります。

また、路線バス等大量公共輸送機関の安全等を確保するための交通規制を推進します。

183 幹線道路における交通規制

交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案し、速度規制等の交通規制について見直しを行い、その適正化を図ります。

184 効果的な交通規制の推進

交通事故が多発する地域、路線においては、効果的な交通規制を重点的に実施します。また、交通規制実施後の道路交通環境の変化等により、現場の交通実態と合わなくなったと認める場合は、交通規制の見直しを実施します。

9 交通需要マネジメントの推進

- 9 交通需要マネジメントの推進
 - 191 自動車の効率的利用の促進
 - 192 公共交通の充実と利用促進

191 自動車の効率的利用の促進

円滑で安全な道路交通の確保に資するため、相乗りや効率的な物資の輸送などを進めるとともに、混雑時間や混雑箇所を避けた自動車利用を促すなど、自動車の効率的利用を促進します。

192 公共交通の充実と利用促進

市内拠点へのアクセス向上のため、公共交通ネットワークの充実を図るとともに、自家用車から路線バスやところバス等の公共交通機関利用への転換を促進します。

ところバスについては、より地域に密着している交通手段であることから、これからの所沢市の道路交通事情の変化に応じて利便性の向上に努めます。

また、一部地区については、新しい交通手段（形態）として、地域の実情に応じたワゴンタイプのバス「ところワゴン」を導入します。



ところバス



ところワゴン

10 災害に備えた道路交通環境の整備

- 10 災害に備えた道路交通環境の整備
 - 1101 災害に備えた道路の整備
 - 1102 災害に強い交通安全施設等の整備
 - 1103 災害発生時における交通規制

1101 災害に備えた道路の整備

豪雨、地震等の災害が発生した場合においても安心・安全な生活を支える道路交通を確保し、豪雨災害や地震等の大規模災害の発生時においても、被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため、幹線道路の整備、狹隘道路の拡幅や歩道の整備、橋梁の耐震化などを推進します。

1102 災害に強い交通安全施設等の整備

災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として自動起動式交通信号用発電機の整備を推進します。

1103 災害発生時における交通規制

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施します。

また、災害対策基本法による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、信号制御により被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回指示・広報を行い、併せて災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供します。

11 総合的な駐車対策の推進

11 総合的な駐車対策の推進 ——— 1111 総合的な駐車対策の推進

1111 総合的な駐車対策の推進

良好な駐車秩序を確立するため、現行規制を見直すとともに、危険性、迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた取締りを実施します。特に市街地等における取締りについては、放置車両の確認事務を民間委託するとともに、違法駐車の状態、住民からの要望等を勘案し、決定された駐車監視員活動ガイドライン内での、駐車監視員による放置駐車の確認を強化します。

また、大規模な建築物の開発事業者に対し、大規模小売店舗立地法・所沢市街づくり条例等に基づき、適正な規模の駐車台数の整備を促進し、指導を強化します。

12 その他の道路交通環境の整備

- 12 その他の道路交通環境の整備
 - 1121 道路占用及び使用の適正化
 - 1122 子どもの遊び場等の確保
 - 1123 交通公害等の防止

1121 道路占用及び使用の適正化

安全で円滑な道路交通環境を確保するため、道路法に基づく不法占用物件に対する指導取締りを強化するとともに、沿道住民等への啓発活動を推進します。また、道路占用許可(道路法)及び道路使用許可(道路交通法)にあたっては、道路本来の機能を確保するため、無秩序な道路工事等を抑制するとともに、許可条件履行の確認を徹底するなど、許可の適正化を図ります。

1122 子どもの遊び場等の確保

子どもの遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故を防止するとともに、良好な生活環境づくり等を図るため、公園の整備や校庭や体育館等の学校体育施設の開放を推進します。



上新井公園

1123 交通公害等の防止

自動車を原因とする大気汚染や、騒音等の交通公害を防止するため、幹線道路等における大気汚染や騒音等の状況の把握に努めます。

また、公共交通機関の利用を推進するとともに、電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCEV)などの次世代自動車(エコカー)の普及を推進し、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図り、地球温暖化の防止に努めます。

